

法律等を読み解くうえで必要な基礎知識

1. 法体系と各法令の位置付け

日本の法体系は、憲法を頂点とした、ピラミッド型で制定されています。

憲法・法令

憲法 国で一番強い規範です。日本国憲法では「国の最高法規」と定義されており、国内のすべての法令は憲法に違反できません。

きません。

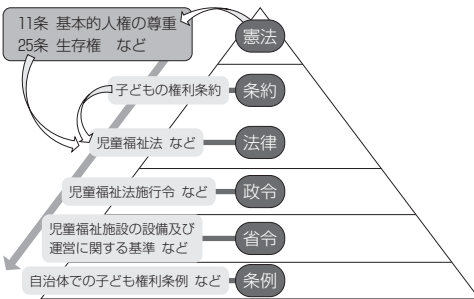
条約

国家または国際組織の間で締結される国際的な合意のことをいいます。条約はもともと、国際法の法形式ですが、公布されることによって国内法としての効力が発生します。

法律

憲法で定める方法により、国会の議決を経て制定される国の規範です。社会福祉法や児童福祉法などがこれにあたります。

図1 法の階層関係



命令 行政機関が制定する規範です。内閣が制定する「政令」や、各省の大臣が制定する「省令」などがあります。

政令 内閣が制定する命令です。法律から委任を受けて、法律では定めていない細部を補う事項を定めています。法律の規定を実施するための「執行命令」と法律の委任に基づいて制定される「委任命令」があります（児童福祉法施行令など）。

省令 各省の大臣が制定する命令です。法律や政令の規定に基づいて、法律や政令で規定していない細部の事項を定めています（児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準など）。

条例 地方自治体が定める地方の規範です。政令などと同様に、法律の範囲内では決められません。

法令ではないもの

通知 一般的に、特定人または不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為と説明されています。一例として、国の行政機関の局長から、都道府県知事や政令指定都市市長へあてて出されるもの等があります。この内容は、法令の解釈、運用や行政執行の方針などを示したものが多くです（児童相談所運営指針について、夜間保育所の設置認可等についてなど）。

告示 通知などの内容を国民に知らしめる必要がある場合「告示」として、「官報」に掲載され

ます。ただし、法律に告示の根拠がある場合には、政省令のような役割を果たすこともあ
るので注意が必要です（保育所保育指針など）。

これらは、行政機関等や国民に「お知らせ」として伝えるもので、法令とは区別されています。

2. 法令の条文構造

本則と附則

法令の本体の規定を「本則」といいます。

本則は「条」を基本単位として構成されますが、児童福祉法など条数が多い法令では、本則を内容ごとに整理するため、「編」「章」「節」「款」^{かん}「目」^{もく}などに分けられます（図2参照）。ただし、必ずしもこのすべてが使われる訳ではありません。例えば児童福祉法では、章、節、款、目が用いられた構成になっていますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、章、節での構成となっています。

本則の後ろに置かれるものを「附則」といいます。

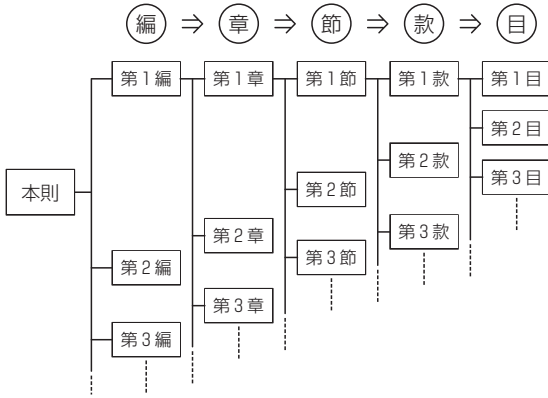
附則には、当該法令の施行期日（法令が効力を持つ日）、この法令を定めることにより必要となる関係法令の改正、経過措置などが記載されています（図3参照）。

見出し

「見出し」はその条文の内容を簡潔にまとめたものです。ここに目を通すことで、条文の内容を大まかに把握することができます。

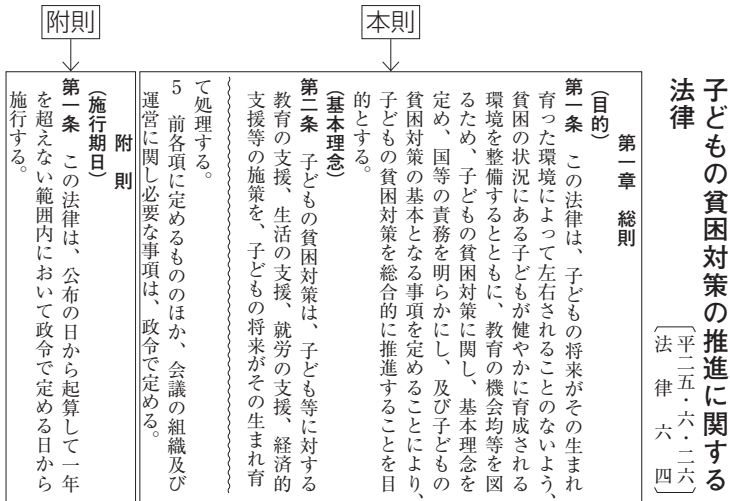
何条かにわたって共通した事項についての規定が続く場合には、「共通見出し」として、はじめの条文にのみ見出しがつけられることもあります（図4参照）。

図2 本則の構成



出典：土井真一監 品川皓亮『日本一やさしい条文・判例の教科書』
日本実業出版社 2015年 p.53

図3 紙面上での本則と附則の構成



条・項・号

条文では、「第○条第△項第□号」というように、文章を「条」「項」「号」のように分けています。法令の最も基本的な単位は条です。条をさらに細かく分けるときは、原則として項を使います。条や項をさらに細分化して列記するときは、号を用います。項は基本的に、第1項以外はアラビア数字で「項番号」がつけられています。号は漢数字で「号番号」がつけられています。

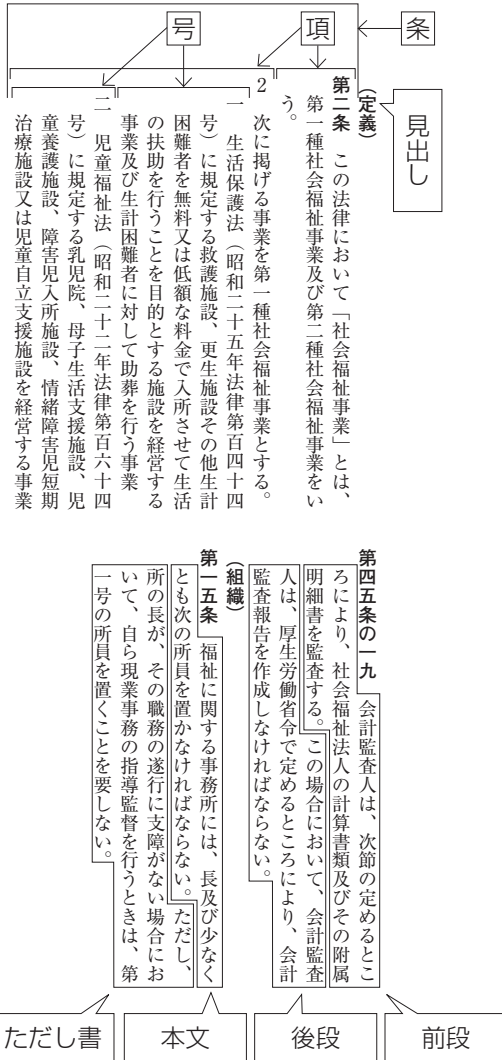
号の項目がさらに細分化されているときは、「イ」「ロ」「ハ」が用いられ、これらがさらに細分化されている場合は「(1)」「(2)」「(3)」が用いられます。

法令の中では、原文に見出しや項番号が付されていないものもあります。その場合、便宜上、当社の六法では見出しを「」で、項番号は②③…で示しています。

前段・後段・ただし書

条文の中で文章が「。」で2つに区切られている場合、最初の文を「前段」、後の文を「後段」といいます（3つの条文から構成される場合には順に前段、中段、後段という）。特に後の文が「ただし」で始まる場合、最初の文を「本文」、あとの文を「がきただし書」といいます。

図4 紙面上での法の条文構造



3. 法令独特の表現

ここでは日常で使用される文言とは異なる、法令独特の表現について代表的なものを取り上げます。

「推定する」

法令を取り扱う上で、事実はこうだと一応決めておくが、事実と異なっている証拠がある場合には、その推定を覆すことができます。

○民法

(嫡出の推定)

第七七二条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

「みなす」

本来性質が異なるものであっても、法令の中では同一視する場合に使われます。この場合には証拠をあげてそれを覆すことは認められません。

○民法

(婚姻による成年擬制)

第七五三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

「準用する」

ある事項に関する規定を、類似する他の事項について必要な修正を加えて借用する場合に用いられます。

○社会福祉法

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、社会福祉法人について準用する。

「適用する」

ある事柄に関する規定を、そのままあてはめる場合に用いられます。

○児童福祉法

第二十一条の五の二三

② 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十一条の五の三から前条までの規定を適用する。

「以上」「超える」「以下」「未満」

これらは、次の例のように基準の数量を含むか含まないかが変わってきます。基準を含む場合は「以上」「以下」が用いられ、含まない場合は「超える」「未満」が用いられます。

(例) 30人以上 30人を含む(30人から)

30人を超える 30人を含まない(31人から)

30人以下 30人を含む(30人まで)

30人未満 30人を含まない(29人まで)

「以前」「前」「以後」「後」

これらは、時間的な前後関係を示すときに用いられます。「以上」や「未満」と同様に、基準を含むか、含まないかという違いがあります。

(例) 30日以前 30日を含む

30日前 30日を含まない

30日以後 30日を含む

30日後 30日を含まない

○社会福祉法

(役員の数、任期、選任及び欠格)

第三六条 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2 役員任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

○介護保険法

(定義)

第七条

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者(略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第一〇九条

市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービズ等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

他にも、期間の基準を示す用語として「から」と「から起算して」があります。それぞれの使い分けは、次の例の通りです。

「から」

(例) 翌日から2年 翌日を含まない2年の間(初日を含まず)

「から起算して」

(例) 翌日から起算して2年 翌日を含んだ2年の間(初日を含む)

○児童福祉法

第三四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

第一八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

「物」

形あるものや物件等を指す場合に用いられます。形のないものは含みません。

「者」

法律上の人格を有するもの（自然人や法人）を指す場合に用いられます。

「もの」

「者」や「物」以外のものを指す場合に用いられます。

○児童福祉法

第八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第三条の二の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。

「場合」

仮定条件を表します。

「とき」

仮定条件を表します。ただし、「とき」と「場合」が二重の条件となる際は、大前提が「場合」となり、その条件下で、さらに条件を加える際は「とき」が使用されます。

「時」

ある特定の時点・時間を表します（仮定条件には使用しない）。

○介護保険法

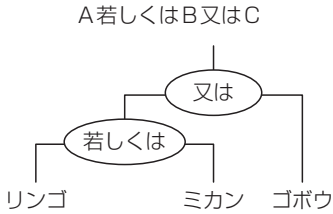
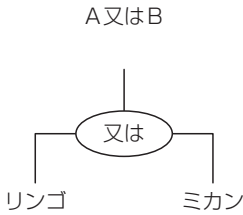
(損害賠償請求権)

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったとき
は、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得す
る。

第七十二条

介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があったときは、その許可の時に、
当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス（短
期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一
項本文の指定があつたものとみなす。

図 5



「又は」「若しくは」

「又は」「若しくは」はどちらも英語でいえば「or」にあたる接続詞になります。単純に、語句を選択して結び付けられている場合は「A又はB」「A、B又はC」というように「又は」が使われます。「若しくは」が活用される場合は、選択をさらに細分化して結び付けられる場合に使われます。

(例1) リンゴ又はミカン

「リンゴ」or「ミカン」、リンゴとミカンはそれぞれ

同じ段階で語句を選択して結び付けられる

(例2) リンゴ又はミカン若しくはゴボウ

「(リンゴ) or (ミカン) or (ゴボウ)、リンゴ

とミカンは同じ段階で語句を選択して結び付けられ、リンゴ、ミカンのグループとゴボウが同じ段階で選択して結び付けられる

○社会福祉法

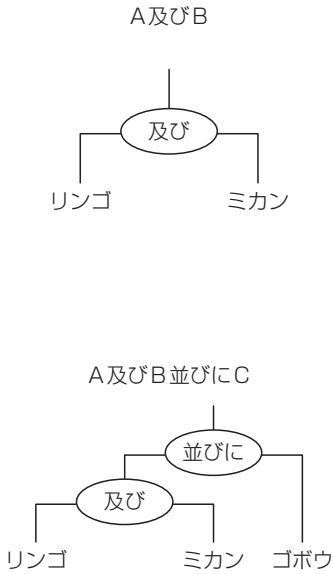
(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

図 6



「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」は、どちらも英語でいえば「and」にあたる接続詞になります。単純に語句を並列して結び付けられている場合は「A及びB」「A、B及びC」というように「及び」が使われます。「並びに」が活用される場合は、並列をさらに細分化して結び付けられる場合に使われます。

(例1) リンゴ及びミカン

「リンゴ」and「ミカン」、リンゴとミカンはそれぞれ

(例2) リンゴ及びミカン並びにゴボウ

「(リンゴ) and (ミカン) and (ゴボウ)、リン

ゴとミカンは同じ段階で語句を並列して結び付けられ、リンゴ、ミカンのグループとゴボウが同じ段階で並列して結び付けられる

○社会福祉法

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四七条の四 社会福祉法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

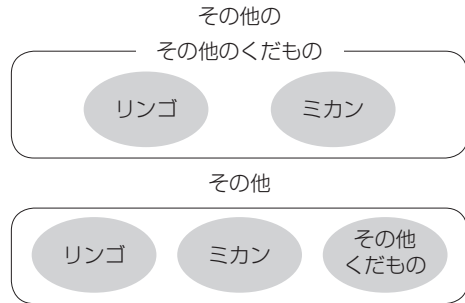
「その他の」「その他」

「その他の」と「その他」は一字違いですが、使い分けがされています。

「リンゴ、ミカンその他のくだもの」で例えると「その他の」の前に出てくる用語は、後に出てくる用語に含まれた関係（その他のくだものの中にリンゴとミカンが含まれた関係）になります。

「リンゴ、ミカンその他くだもの」と用いられる場合、前後で結び付けられる用語が並列関係（「リンゴ」と「ミカン」と「その他くだもの」がそれぞれ独立した別の関係）になります。

図 7



○児童福祉法

第一八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

第一八条の一八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

4. 難読漢字一覽

法令独特の読むことが難しい用語をまとめました。

取テ	あえて	乃チ	すなわち
謂フ	いう	即チ	すなわち
如何	いかん	嫡出	ちやくしゅつ
且ツ	かつ	外	ほか
此	この・これ	以テ	もつて
讓渡	じょうと		

参考文献…土井真一監 品川皓亮『日本一やさしい条文・判例の教科書』日本実業出版社 2015年

長野秀幸『法令読解の基礎知識』学陽書房 2008年

吉田利宏「連載…研究・実務に役立つ…」リーガルリサーチ入門『情報管理』第55巻 第8号 独立行政

法人 科学技術振興機構 2012年

国立国会図書館「訓令・通達・通知の調べ方」https://nawindl.go.jp/research_guide/entry/post-619.php